

# こうぎん News Release

平成30年9月18日  
株式会社 高知銀行  
高知市堺町2番24号

各 位

## 法人のお客さま向け生命保険商品の取扱い開始について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、法人のお客さま向け生命保険商品の取扱いにつきまして、下記のとおり開始いたしますのでお知らせいたします。

当行はこれからも、お客さまの多様化するニーズにお応えできるよう、商品ラインアップの拡充に努めてまいります。

### 記

1. 取扱開始日 平成30年9月25日（火）
2. 取扱営業店 全営業店（インターネット専用支店を除く）
3. 取扱商品

商 品 名	ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険 （プラチナフェニックス）
引受保険会社	日本生命保険相互会社
主 な 特 徴	<p>所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間、傷害を原因とするかによらず死亡に備える経営者様向けの保険です。</p> <p>資産形成効果が高く、退職慰労金等の財源準備にも適しています。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 万一のとき、（傷害）死亡保険金を事業保障資金等の財源としてご活用いただけます。</li><li>2. 契約当初一定期間、傷害以外を原因とする死亡保険金を抑制し、保険料を抑えながら、経営者様の健康状況に合わせた効率的な保障の準備が可能です。</li><li>3. 簡単な3項目の告知で加入可能です。</li><li>4. ご勇退のとき、解約払戻金を退職慰労金としてご活用いただけます。</li><li>5. 一時的に資金が必要となった場合、契約貸付制度をご利用いただけます。</li></ol>

商 品 名	ニッセイ逡増定期保険
引受保険会社	日本生命保険相互会社
主 な 特 徴	<p>事業の発展とともに重くなる経営者様の責任にあわせ、保険料は一定で保険金額が増加する経営者様向けの商品です。資産形成効果が高く、退職慰労金等の財源準備にも適しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各保険年度の保険金額は、ご契約時に契約者が指定する期間経過後に、毎年50%の割合で逡増し、基本保険金額の5倍になると、その後は一定となります。</li> <li>2. 経営者様が死亡されたとき、一時金で受取る死亡保険金を事業保障資金・死亡退職慰労金・弔慰金・事業承継資金等の財源としてご活用いただけます。</li> <li>3. 経営者様のご勇退時に保険契約を解約されると、一時金で受取る「解約払戻金」を勇退退職慰労金の財源としてご活用いただけます。</li> <li>4. 一時的に資金が必要となった場合、契約貸付制度をご利用いただけます。</li> </ol>

商 品 名	無配当 低解約返戻金型定期保険
引受保険会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
主 な 特 徴	<p>100歳までの長期保障があるため死亡退職金・弔慰金の準備に適しており、払込・経過年月数等に応じた解約返戻金があるため退職慰労金の準備にも適している、経営者様向けの保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営者様のご勇退時期に応じて、低解約返戻金期間を引受保険会社所定の取扱範囲内で設定いただけます（最短10年）。</li> <li>2. 低解約返戻金期間中の解約返戻金を「無配当定期保険」の70%としているため、保険料が割安です。</li> </ol>

商 品 名	無配当 無解約返戻金型収入保障保険 「債務返済保障プラン」「事業承継サポートプラン」 (経営者向け収入保障保険)
引受保険会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
主 な 特 徴	<p>「債務返済保障プラン」 借入金残高が減少するように保障額が毎月逡減していくため、合理的な債務返済の保障の準備ができる経営者様向けの保険です。借入金の返済期間中に経営者様に万が一のことが</p>

	<p>あった場合でも、死亡保険金・高度障害保険金によって借入金の残債を一括返済することが可能です。保険期間は10年から1年刻みで設定でき、借入金返済期間と同じ期間に設定できます。</p> <p>「事業承継サポートプラン」</p> <p>経営者様に万が一のことがあった場合でも、後継者が経営力を十分に発揮するまでの一定期間、資金のサポートが可能な経営者様向けの保険です。毎月受け取る年金は現金収入になるため、毎月の資金繰りとして活用することが可能です。</p> <p>※両プラン共通の特徴</p> <p>経営者様（被保険者）の喫煙状況や健康状態などが、引受保険会社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます（健康体料率特約）。</p> <p>また、配当金や解約返戻金がないため、保険料が割安です。</p>
--	--

以上

**【本件に関するお問い合わせ】**

高知銀行 営業推進部

担当：森 TEL 088-871-1480

**【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】**

- お仕事の内容、健康状態、保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 保険商品は預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 保険商品のお申込みの有無が、当行におけるお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金等が削減されることがあります。
- 保険金等のお支払いについて、告知していただいた内容が事実と異なっていた場合などは保険金等をお支払いできない場合があります。
- ご契約中の保険商品を解約した際の払戻金がない場合や、払戻金が払込保険料を下回る場合があります。
- 当行は生命保険の募集代理店であり、契約締結の媒介を行うもので、保険契約は各保険会社が承諾した時に成立します。
- ご契約の際には、「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」等を必ずご覧ください。